

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和元年度第2回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和元年8月21日(水) 午前10時から午前11時15分まで			
開催場所	墨田区役所12階 122会議室			
出席者数	16名 【委員】 安藤朝規 安藤玲子 たかはし のりこ 田中 哲 戸井田 光弘 福田 はるみ 松村 雅生 森田 典子 吉田 大祐 (50音順・敬称略) 【担当課】 政策担当：政策担当課長 政策担当主査 国保年金課：国保年金課長 国保年金課国民年金係長 【事務局】 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0名
議題	〔諮問事項2件〕 1 「単身世帯の生活と意識について」の調査における個人情報の外部提供について 2 年金生活者支援給付金事務における個人情報の目的外利用について			
配付資料	資料1 「単身世帯の生活と意識について」の調査における住民基本台帳情報の外部提供について(概要) 資料2 運営審議会諮問事項調書(政策担当) 資料3 特別区長会調査研究機構設置要綱 資料4 単身世帯の生活と意識についての調査 資料5 アンケートへのご協力のお願い(案) 資料6 年金生活者支援給付金事務における介護保険被保険者情報の目的外利用について(概要) 資料7 運営審議会諮問事項調書(国保年金課) 資料8 年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び施行令抜粋 資料9 厚生労働省事務連絡(令和元年5月31日) 資料10 厚生労働省資料抜粋(令和元年6月18日時点版)			
会議概要	【諮問事項1 「単身世帯の生活と意識について」の調査における個人情報の外部提供について】 政策担当課長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。 (委員) どのような経緯で、墨田区、豊島区及び世田谷区の3区が、共同調査を行うことになったのか。 (政策担当課長) 特別区長会調査研究機構(以下「機構」という。)から打診があり、手を挙げたというのが経緯である。			

会 議 概 要

(委 員)

墨田区が、特に単身世帯が多いということではないのか。

(政策担当課長)

単身世帯の割合は、23区平均が約50%であるのに対し、本区は約55%であるため、23区平均よりも少し上回ってはいるものの、突出して多いということではない。

(委 員)

機構側が、調査の対象年齢を設定したのか。

(政策担当主査)

そのとおりである。現在壮年期の単身者が高齢期に移行した際に、通常身内から受けられるであろう支援を受けられないということが、将来的な地方行政の課題として想定されており、その対策を講じるために、該当する方の生活実態を把握するという目的で本調査を実施する。

(委 員)

過去にも同様の手法で、様々なアンケート調査を実施してきたかと思うが、その実績を踏まえて、今回はどの程度の回収率を見込んでいるのか。

(政策担当主査)

2年ごとに実施している墨田区住民意識調査についていえば、直近の調査では、調査票を3,000通発送し、その回収率は49%であった。今回は対象者が限定されているということもあるため、回収率20%を目標としている。

(会 長)

委託先の事業者は、既に決定しているのか。

(政策担当課長)

既に決定している。プライバシーマークを取得している事業者であり、本件のような調査の実施にも精通している事業者である。

(会 長)

調査票の内容を見ると、設問も多く、記入するのにそれなりの時間と労力がかかると思われるので、それほど回収率は期待できないように思う。また、得られた情報をその後どのような形で政策に反映するのかということが、素人には少し分かりにくい。本調査の実施には、どのような専門分野の研究者が関与するのか。

(政策担当主査)

本調査のプロジェクトリーダーは、区市町村のような小地域に関する研究を専門分野とする大学名誉教授と、国立社会保障・人口問題研究所のOBである大学名誉教授である。そのほかにも、独立行政法人労働研修・研究機構のアシスタントフェロー等が構成員となっている。

(委 員)

宛名ラベルの提供の流れと具体的な管理方法を確認したい。

(政策担当課長)

宛名ラベルは、本区において印刷し、印刷した宛名ラベルを、機構を通じて委託事業者へ提供する。提供した宛名ラベルについては、資料1にもあるとおり、委託事業者と覚書を締結し、その内容を遵守させるため、施錠可能な場所での保管が徹底されることになる。

なお、何らかの理由で宛先に届かなかったものについては、本区に直接返送されることになっているため、外部への漏えいのリスクはないと考えている。

会 議 概 要

(委 員)

宛名ラベルが紛失することは考えにくいのか。

(政策担当課長)

宛名ラベル自体が紛失するということはないと考えている。

(委 員)

委託事業者と締結する覚書には、「個人情報を第三者へ提供しないこと」とあるが、この第三者には再委託先も含まれているという理解でよいか。

(政策担当課長)

再委託は行わない予定である。再委託先ということではなく、委託先以外の第三者という理解である。

(委 員)

個人情報保護に関して、機構にはどのような法令が適用されることになるのか。

(政策担当主査)

機構の事務局は、公益財団法人特別区協議会（以下「特別区協議会」という。）に所属しているため、まずは個人情報保護法が適用される。さらに、特別区協議会は個人情報保護規程も個別で定めているため、当該規程も遵守することになる。

(委 員)

本調査では、調査票に同封する案内文において、区から個人情報を提供することの説明を記載することで、本人通知を行ったこととするとされているが、過去に同様の手法で調査を行った際に、調査対象者から苦情を言われたことはないのか。

(事務局)

あらかじめ本人の同意を得ずに個人情報を提供した後で、本人に対してその旨を通知した際に、本人から苦情を言われることは十分に想定されるが、然るべき手続を経た上で提供したということを丁寧に説明しながら、御理解をいただくしかないと考えている。

(委 員)

本区では、調査対象者を無作為で5,000人抽出するとのことであるが、他の2区も人数は同じか。あるいは、人口に応じて人数は変わるのか。

(政策担当主査)

豊島区と世田谷区も、調査対象者は同じ5,000人である。

(会 長)

種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

【諮問事項2 年金生活者支援給付金事務における個人情報の目的外利用について】

国保年金課長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。

(会 長)

資料6によると、今年度は、本件目的外利用を行うための準備が整わず、職員の手作業により所得情報等の確認を行ったとのことであるが、その手作業で行ったとされる作業の内容と、本件目的外利用をした上で行う作業の内容がどのように異な

会 議 概 要

るのか分かりやすく説明してほしい。

(国保年金課係長)

今年度、日本年金機構から送信された対象者データのうち、約8,000人分について、基礎年金番号が不明ということで突合エラーとなってしまった。エラーが出た8,000人分の対象者データについて、氏名・住所・生年月日・性別の情報を目視で確認しながら、送信された基礎年金番号を職員が直接国民年金システムへ手入力するという作業を行い、その作業には、8名の職員で1人当たり10時間ほど要している。本件目的外利用が可能になれば、介護保険課で保有している基礎年金番号がシステム上自動的に取り込まれるようになるため、エラー件数がかなり少なくなり、作業効率と正確性が大幅に向上することになる。

(会 長)

エラー件数がゼロにはならないということか。

(国保年金課係長)

転入・転出・死亡等の特殊なケースがあるため、エラーは必ず出るものと考えている。

(会 長)

次回この作業を行うのは、来年7月ということであるが、今この時期に諮問をすることには何か理由があるのか。

(国保年金課係長)

システムの改修を行うシステムエンジニア(以下「SE」という。)にも、国保年金課のシステムを担当しているSEと、介護保険課のシステムを担当しているSEがおり、本件目的外利用が承認されなければ、担当SE間において互いのシステムの内容を確認することができないため、そこも含めた作業スケジュールを考慮して、この時期に諮問することとした。

(委 員)

老齢年金生活者支援給付金の支給要件について、公的年金等の収入金額と、働いている場合はその所得額とを合計した金額が約78万円以下であるときに、給付金はもらえるということか。

(国保年金課係長)

そのとおりである。公的年金等の収入金額と、そのほかにも所得がある場合は、控除された所得額とを合計した金額で判断されることになる。老齢基礎年金の額を勘案して制限額が設定されているため、老齢基礎年金を満額もらえるような方であれば、そのほかにも所得があると給付金はもらえないことになる。

(委 員)

そもそも老齢基礎年金の支給額が、約78万円以下ということはあるのか。

(国保年金課係長)

老齢基礎年金を受給するためには、以前は保険料納付済期間が「25年以上」でなければならなかったのが、2年前に「10年以上」に短縮された。したがって、年金を受給する資格があっても、保険料納付済期間が短い方については、約78万円という満額で年金が支給されない可能性がある。それ以外にも、年金に未加入であったり、保険料の未納期間がある方についても、同様のことがいえる。

(委 員)

資料6によると、「基本4情報については、既に国保年金課で保有しているが、介護保険課で保有する基礎年金番号が誰のものか特定するために目的外利用する」

会 議 概 要

とあるが、この意味をもう少し分かりやすく説明してほしい。

(国保年金課係長)

年金から介護保険料を天引きするために、介護保険課では、加入する年金の種類を問わず、基礎年金番号にひも付けて対象者の情報を管理している。一方、国保年金課では国民年金加入者以外の基礎年金番号は把握していないため、介護保険課にしかない基礎年金番号の情報を、基本4情報をキーにして、提供してもらうという意味である。

(委 員)

資料6によると、日本年金機構が国保中央会及び東京都国保連合会を經由して、区にデータを回付することになっているが、このデータの流れと、本件で諮問されている、介護保険課保有の基礎年金番号を目的外利用するときのデータの流れとの関係性がいまいち把握できていないので、ここを分かりやすく説明してほしい。

(国保年金課係長)

日本年金機構から区に候補者のデータが回付され、区は回付されたその候補者のデータに所得情報等を収録しなければならない。その所得情報等の収録の際に、双方のデータを突合するキーとなる基礎年金番号が必要になるが、国保年金課では限られた基礎年金番号しか保有していないため、国保年金課では保有していない基礎年金番号の情報を介護保険課からあらかじめもらっておくというのが、本件諮問の全体的なイメージである。

なお、日本年金機構と区との間におけるデータの回付については、東京都国保連合会と専用回線で接続している端末が介護保険課にあるため、その端末を使用して行うことになる。

(委 員)

所得情報等を確認してあらかじめ対象者の判定を行うということだが、給付金の対象となる方には通知が届き、そこで申請の手続が必要になるということか。

(国保年金課係長)

そのとおりである。区が日本年金機構へ所得情報等を回付したら、日本年金機構はその情報を基に対象か否かの判定を行い、給付金の対象となる方に9月頃申請書を送付する。本人がその申請書に記入をし、提出をすると、10月分から給付金が支給されることになる。

(委 員)

給付金の対象者が申請書を提出しなかった場合、区から本人に対して、申請の勧奨等は行うのか。

(国保年金課係長)

今年度は特に勧奨等を行わない。なお、今年度については、本年12月までに申請を行えば、遡って10月分から給付金が支給されるが、来年1月以降に申請を行った場合は、申請月の翌月分からの給付金が支給される。

(委 員)

資料10によると、日本年金機構が所得情報等を把握する方法として、マイナンバーを利用した情報連携のことも記載されている。本件諮問で説明している方法での所得情報等の提供というのは、マイナンバーを利用した情報連携では所得情報等が把握できなかった方について行うことになるという理解でよいか。

(国保年金課係長)

マイナンバーを利用した情報連携も可能ではあるが、日本年金機構が情報提供ネ

<p>会 議 概 要</p>	<p>ットワークシステムを使って全国一斉に照会をかけた場合、システムがパンク状態になってしまうようである。そのため、できるだけ本件諮問で説明している方法で所得情報等を提供するよう、国からの指示が出ている。</p> <p>(会 長)</p> <p>種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし。</p> <p>【委員からの確認事項】</p> <p>(委 員)</p> <p>平成30年度第1回の本審議会において、町会・自治会が区から名簿等の個人情報を預かる場合には、受領したことを確認する書類を書かされるが、逆にその名簿等を返却する場合には、特に返却を確認したという書類は何ももらえないというお話をしたところ、総務課長から何らかの対応を行う必要があるという回答があったと認識している。その点について、その後の進捗状況を伺いたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>現時点ではまだ各課に対する周知徹底には至っていない。総務課として、きちんとした統一的なルールや参考様式を、各課に対して示したいと考えている。もうしばらくお時間をいただき、次回の審議会で報告できるようにしたい。</p> <p>(委 員)</p> <p>返却漏れの事例というのはないのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>把握している限りではない。一度提供したものがきちんと返却されているかどうかを確認することは当然のことではあるが、手続として、それを記録に残すルールをしっかりと決めておく必要はあるので、そういった意味でも十分な検討をした上で、各課に周知したいと考えている。</p> <p>(会 長)</p> <p>これで今回の運営審議会を終了する。</p> <p>【議事録は以上である。】</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話03-5608-6241）</p>